

# 学校いじめ防止基本方針

岐阜県立山県高等学校

## 1 基本理念

いじめは、将来にわたってその子供の内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす人権にかかわる重大な問題である。「いじめは人間として絶対に許されない行為」であるという意識を生徒一人一人に育成し、その発生や深刻化を防ぐために、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努めることが重要である。

したがって学校の教育活動全体を通じて、生命や人権を大切にす精神を貫き、教職員自身が生徒一人ひとりを、多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観や指導観を持ち指導を徹底することが必要である。

平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校では「居場所づくり」・「絆づくり」によって「自己有用感」を育むことを目的に掲げ、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定め、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示す。なお、この基本方針を入学時及び各年度の開始時において、生徒や保護者に対して説明し、これに基づく取組みの実施状況を、学校評価の項目に位置付ける。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

〔 具体的な態様 〕

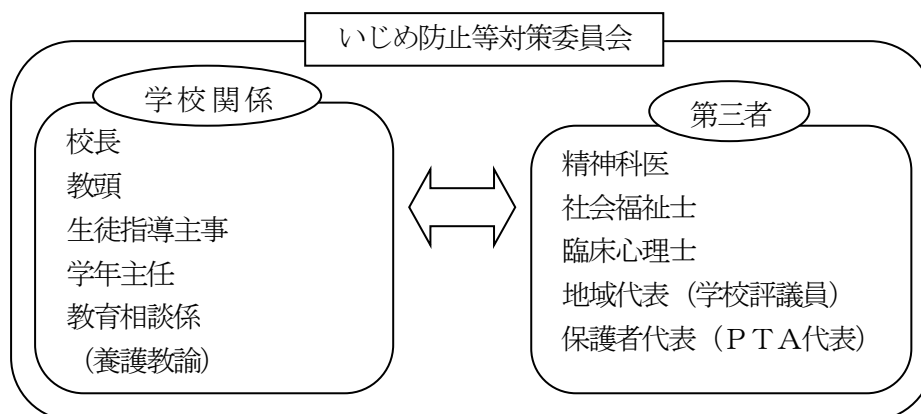
- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団により無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 3 いじめの未然防止のための取り組み

いじめ防止の観点から、いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために「学校いじめ防止プログラム」と「早期発見・事案対処マニュアル」を定める。

### (1) いじめ防止等の対策のための組織

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として、外部専門家の参画を依頼し「いじめ防止等対策委員会」を組織する。
- ・年2回（6月と2月）「いじめ防止等対策委員会」を開催し、学校がいじめ防止に対する取り組みについて第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。（PDCAサイクル）



## (2) 学校及び各分掌の取り組み

### 学校教育全体

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。（地域貢献やボランティア等）
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質・能力の向上を図る職員研修を開催する。

### 生徒指導部

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「迷惑調査（いじめ実態調査、6・10・1月）」を実施し状況を把握する。
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動への参加により、自己有用感や自己肯定感を

### 教務部

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導では、わかる授業を確立する。
- ・ユニバーサルデザイン授業を推進する。

### 進路指導部

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により、社会的・職業的自立に向け、必要な能力や態度を育成する。

#### 特別活動部

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション能力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

#### 図書・渉外部

- ・PTA総会や学年保護者会などでのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

#### 4 いじめ問題発生時の対処（早期発見・事案対処マニュアル）

いじめを発見した教職員は、学校いじめ対策組織にいじめに係る状況を速やかに報告し、組織的な対応につなげなければならない。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。（生徒または保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。）

##### （1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

###### 【組織対応】

- ・「いじめ防止等対策委員会」による対応

###### 【対応順序】

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞きとる）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

## (2) 「重大事態」と判断された時の対応

### 【対応順序】

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署へ通報し、適切に援助を求める。

### 【学校主体による調査組織の編成】

- ・「いじめ防止等対策委員会」に、さらに必要な第三者を加えることができる。
- ・メンバーは重大事件に直接の人間関係、又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。
- ・第三者の派遣については県の施策「スペシャリスト派遣事業」を活用する。

### 【学校主体による調査における注意事項】

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実我真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

## 5 いじめ解消の定義

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、相当の期間（目安として少なくとも3ヶ月）継続していること。ただし、いじめ被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安より長期の期間を設定する。

### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

## 6 資料の保存期間及び情報等の取り扱い

### (1) 個人調査データについて

生徒の個人調査データ（心理検査、いじめ調査、迷惑調査などの一次資料）は、生徒の在籍期間は必ず保管する。ただし、聴取の結果などを記録した二次資料及び調査報告書については、

保存期間を指導要録と同じく5年間とする。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し積極的に利用する。

平成26年4月	策定
平成27年4月	一部改定
平成28年4月	一部改定
平成29年10月	一部改訂